

宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成要領

平成25年4月22日制定
改正平成28年4月22日

第1 趣旨

一般財団法人宮城県公衆衛生協会（以下「協会」という。）は、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の建設に寄与することを目的として設立されています。この目的達成の一環として、宮城県公衆衛生研究振興基金（以下「基金」という。）を造成し、公衆衛生領域の研究に対して助成を行い、毎年、これまでの実績を踏まえ、更に新しい展開を期して研究助成の公募を行っています。

ここでいう研究とは、公衆衛生領域における自然科学を主に、人文科学、社会科学を含めた広い意味での調査研究をいい、個人研究、共同研究のいずれでも差し支えありません。独自性のある研究が多数応募されますことを期待しています。

第2 対象

(1) 研究の内容

公衆衛生行政に関連する研究（調査を含みます。以下同じ。）で、研究成果が公衆衛生の向上に寄与し、県民の福祉に役立つ研究であること。

(2) 研究者の資格

代表研究者、共同研究者は、いずれについても資格は問いません。ただし、公衆衛生活動に従事する人が実質的な研究活動を行うことが必要です。

代表研究者は、研究内容全体について責任を持ち得る人とします。

(3) 研究年度

研究は、単年度をもって完結することを原則としますが、特に継続研究の価値のあるものについては、その限りではありません。

第3 選考方法・基準

(1) 選考方法

基金運営委員会（以下、「委員会」という。）において十分論議し、慎重・厳正に選考の上決定します。

(2) 選考基準

助成の対象に該当するものから、次の各項目について評価し、選考します。

- 1) 研究内容が独創的・試行的なもので研究成果が期待されるもの
- 2) 時代の公衆衛生活動に合致したもので、研究成果の社会的意義が大きいもの。
- 3) 研究者又は研究組織の意欲・能力に優れた点があり、研究成果が期待されるもの。
- 4) 他からの資金援助が得難い種類の研究内容であるもの。

第4 内容

(1) 助成金額

- 1) 毎年、基金から生ずる果実の予算の範囲内とし、一研究課題につき30万円を限度とし、予算の範囲内で適宜決定します。
- 2) 継続研究については、最大3年間とします。

(2) 助成研究期間

毎年7月1日から翌年3月31日までとします。

(3) 助成金の使途

研究助成申請書(別紙1)によります。

(4) 助成対象者の義務

助成対象者は、助成研究期間終了後4月30日までに研究助成結果報告書(別紙2)及び研究助成金精算書(別紙3)により研究の経過、結果及び経理について協会に報告していただきます。また、研究成果については、協会発行の「公衆衛生情報みやぎ」並びに宮城県公衆衛生学会等にその概要を発表していただきます。「公衆衛生情報みやぎ」の原稿締切は6月15日となります。

第5 応募手続

(1) 応募方法

研究助成申請書に必要項目を記入の上、正本1通をご遷付下さい。記載紙面の追加及び規格外の紙面の使用は認められません。なお、添付資料があれば併せて送付願います。

(2) 応募締切日

毎年4月1日から5月31日までとします。

(3) 採否の通知

採否の結果については、委員会決定後6月下旬ころに申請者に文書でお知らせします。

なお、採否の理由については、お問い合わせに応じ兼ねますのでご了承下さい。

(4) 応募先(申請書類送付先)

〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7番地の1
一般財団法人 宮城県公衆衛生協会会長

第6 交付

決定通知後、申請者に直ちに交付します。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。